

公益財団法人須賀川市農業公社評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人須賀川市農業公社（以下「公社」という。）定款（以下「定款」という。）第13条及び第30条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 定款第12条に定める評議員をいう。
- (2) 役員 定款第26条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、評議員及び役員（以下「役員等」という。）に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、別表に定める金額を、評議員会、理事会又は監査への出席等、その都度支払うものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議員の場合を除く。）及び農業関係団体の役員（非常勤である場合を除く。）の身分を有する役員等には支給しない。

(費用)

第4条 公社は、役員等がその職務の遂行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第5条 公社は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

非常勤役員の報酬等

区 分	金 額
評議員	会議等出席の都度1回当たり1人 7,000円
理 事	会議等出席の都度1回当たり1人 7,000円
監 事	会議等出席の都度1回当たり1人 7,000円